

エ 濃厚接触者等の搬送

感染した疑いが相対的に高いと診断された当該者については、搬送車により検疫官が医療機関(満床の場合は、自治体の協力を得て確保した入院代替施設等)に搬送することとする。

搬送時には、当該者についてもマスクの着用を要請するとともに、検疫官についても、万一の感染防止の観点から、別添資料1「検疫時におけるPPEについて」に従い、必要な防護対策を行う。

オ 健康監視対象者からの報告に対する対応

検疫所において健康監視を実施している当該者から、帰宅後、健康状態に異常を来した報告があった場合には、原則、法第18条第3項の規定に基づく通知書により、当該者の健康状態、当該者に対して指示した事項、並びに当該者から報告を求めた事項について居所の所在地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。以下同じ。)に速やかに通知するとともに、検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告する。

ただし、あらかじめ、健康状態の経過観察等について、自治体の協力が得られている者を除く。

(2) 検疫前の通報により有症者がいないとの報告があった場合

検疫官は、新型インフルエンザ発生地域から来航する航空機の機長から、法第11条第2項の規定に基づく書類の提出及び呈示を求め、機内に有症者がいないことを書面(明告書等)で確認する。

① 質問票及び体温測定

検疫官は、機側にて新型インフルエンザ発生地域から来航する全乗客・乗員から質問票を回収し、健康状態や入国前の新型インフルエンザへの曝露状況について確認するとともに、サーモグラフィーや放射体温計等により体温測定を実施し、発熱者の発見に努める。

また、法第18条第2項の規定に基づき、調査票により氏名、連絡先等の確認を行い、マスクを配付の上、健康状態報告指示書に基づき、健康監視①帰宅までの検疫所で配付されたマスクの着用を指示 ②一定期間の外出の自粛(禁止は要検討) ③体温、身体に異状をきたした場合の報告等にて対応するものとする。

帰宅後、健康状態に異状を呈した旨の報告があった場合には、直ちに検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告するとともに、法第18条第3項の規定に基づく通知書(別紙4)により、当該者の健康状態、当該者に対して指示した事項、並びに当該者から報告を求めた事項について居所の所在地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。以下同じ。)に速やかに通

知すること。

② 有症者等への対応

質問票等から、有症者が確認できた場合には、ただちに医師による問診、診察等を行なう。この結果、医師が新型インフルエンザ疑い患者と診断した場合には、Ⅲ-1-(1)-③以降に従って措置を行う。

(3) その他

出国エリア(乗り継ぎ)の乗客に対しては、可能な限り発生地を経由した、あるいは発生地に滞在していた者に対し申告を呼びかける。また、出国エリアにおける地上勤務職員等の協力を得て、患者の把握に努めることとし、有症者が、治療等のため入国を希望する場合には通常検疫により発見された場合と同様、Ⅲ-1-(1)-③以降の手続きに従い取り扱う。

2 船舶の検疫について

(1) 検疫前の通報により新型インフルエンザ発生地域から潜伏期間内に来航し、かつ有症者が乗船していることが確認された場合

到着前に船舶の長に、その有症者が新型インフルエンザに感染したおそれがある者であると判断するために必要な情報について再度確認を求め、その結果、新型インフルエンザの感染を疑う者が乗船していることが把握できた場合には、検疫港以外の港へ入港するための事前の許可を受けている場合であっても、検疫所長は、法第14条第2項の規定に基づき、検疫港において臨船検疫又は着岸検疫を実施すること。

また、検疫所長は、船舶代理店等を通じ当該船舶に対し、検疫法第8条3項の規定により、臨船検疫又は着岸検疫を実施する旨を指示するとともに、適切な予防対策が講じられていることを確認する。

着岸検疫は、当日の天候等の理由や患者の搬送が難しい場合に実施することとし、事前に港湾管理者、海上保安部署等と協議し、対応する埠頭、場所等を決定しておく。

① 船舶到着前の指示事項

新型インフルエンザの発生地域から潜伏期間内に来航する船舶内で、乗客または乗組員に、有症者がいるとの通報があった場合には、検疫官は、船舶代理店を通じて、当該船舶に対し、臨船検疫又は着岸検疫を実施する旨を連絡するとともに、次の事項を指示する。

ア 有症者は個室で、隔離を実施すること。なお、個室がない場合には、可能な限りマスクを着用させる等、飛散防止対策を講じること。

イ 有症者と接触する者は限定し、感染防止対策(マスク、手袋、手洗い、うがい等)を

実施すること。

ウ 有症者について朝夕の体温と症状、使用した薬剤の記録及び報告を行うこと。

エ 有症者の使用するトイレを限定し、適宜消毒を実施すること。消毒には消毒用アルコール又は次亜塩素酸ナトリウム液等、適切なものを用いること。

オ 船舶代理店を通じて本船に質問票(別紙 1)を FAX または電子メールにより送付し、検疫前に全乗客、全乗組員が質問票に記入すること。

カ その他の同乗者は、手洗い、うがいの励行とマスクを着用する。

キ 状況に応じて、エアコンディショナーの停止を指示する。

② 関係機関、水先人等への情報提供等

ア 検疫官は、海上保安部署及び水先人(ハーバーパイロット、ベイパイロット)等、入国を目的としているが、沖合を航行し検疫を受けていない船舶に乗船する関係機関に対して、新型インフルエンザの発生・流行地域、流行状況、伝播様式、症状、予防方法等の詳細な情報について随時提供を行うとともに、以下の指示を行う。

- ・ 乗船時に、マスクや手袋の着用を指導する。
- ・ 検疫官と同時に乗船する場合には、法第 5 条の規定に基づき、検疫が終了するまで水先人等を下船させない。さらに、下船時には検疫官が除染を行う。

③ 臨船検疫等の実施

ア 検疫官は、海上保安部署、港湾管理者等に対して、新型インフルエンザ疑い患者が乗船している可能性があるため、臨船検疫又は着岸検疫を実施する旨を連絡する。さらに、有症者の重篤度に応じて必要な機材を準備する。

イ 検疫官は、船舶の長及び衛生管理者等から、有症者、濃厚接触者及び同乗者(乗客、乗組員)の状況説明を受けるとともに、調査票(別紙 2)及び健康状態報告指示書(別紙 3)を配付し、記入させる。

ウ 検疫官(医師)は、当該船舶の個室において、有症者に対し質問票を基に問診及び診察を行う。診察の結果、有症者が新型インフルエンザ疑い患者であると診断した場合には、その旨を検疫所長に連絡し、検疫所長は、検査材料の採取後、抗インフルエンザウイルス薬の治療投与を実施する(対応について検討)とともに、新型インフルエンザ疑い患者の停留措置(搬送、停留)の決定を行い、検疫官に対して、医療機関への搬送準備を指示する。

エ 濃厚接触者がいる場合には、新型インフルエンザ疑い患者のスクリーニング検査の結果が判明するまでの間、船舶内若しくは港湾施設内等、適切な場所(現在対応を検討中)にて待機させる。その間、濃厚接触者に対し、検疫官(医師)は、質問票を基に問診及び診察を行う。

新型インフルエンザ疑い患者のPCR検査の結果、陽性が確認された場合には、

必要に応じ、船舶内若しくは医療機関(満床の場合は、自治体の協力を得て確保した入院代替施設等)において潜伏期間内の停留を指示する。

この間、当該濃厚接触者の中から、新型インフルエンザを疑う者が発生した場合には、PCR検査を実施し、感染症指定医療機関への搬送を実施する。

また、新型インフルエンザ疑い患者のPCR検査の結果、陰性が確認された場合には、一時待機を解除するものとし、マスクを配付の上、潜伏期間内について健康監視(①帰宅までの検疫所で配付されたマスクの着用を指示 ②一定期間の外出の自粛(禁止は要検討) ③体温、身体に異状をきたした場合の報告等)にて対応するものとする。

健康監視で対応する場合には、当該者の居住(所在)地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長及び区長とする。以下同じ)に、健康監視下にある旨を事前に通報し、状況に応じ自治体において健康状態の経過を観察する等の必要な協力を得ることとし、発症時における対応の迅速性を確保するものとする。

ただし、③朝夕の体温報告については、当該新型インフルエンザを疑う者のPCR検査結果が陽性の場合に限ることとし、当該新型インフルエンザを疑う者のPCR検査結果が陰性の場合には、体温、身体に異状をきたした場合にのみ報告を受けるものとする。

新型インフルエンザを疑う者のPCR等検査結果については、検査結果が判明次第、当該者の居住(所在)地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長及び区長とする。以下同じ)に、通報することとする。

オ 検疫官は、新型インフルエンザ疑い患者及び濃厚接触者の下船後、同乗者について船内にて、質問票等の回収及びサーモグラフィー等により健康状態を監視し、異状が確認された場合には医師による診察等を実施する。さらに、調査票(別紙 2、別紙 1 と両面刷り)により氏名、連絡先等の確認を行い、マスクを配付の上、健康状態報告指示書(別紙 3)に基づき、健康監視(①帰宅までの検疫所で配付されたマスクの着用を指示 ②一定期間の外出の自粛(禁止は要検討) ③朝夕の体温報告、身体に異状をきたした場合の報告等)にて対応するものとする。

上記、健康監視の指示をした者については、当該者の居住(所在)地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長及び区長とする。以下同じ)に、健康監視下にある旨を事前に通報し、さらには、健康状態の経過を観察する等の必要な協力を得ることとし、発症時における対応の迅速性を確保するものとする。

ただし、③朝夕の体温報告については、当該新型インフルエンザを疑う者のPCR

検査結果が陽性の場合に限ることとし、当該新型インフルエンザを疑う者のPCR検査結果が陰性の場合には、体温、身体に異状をきたした場合にのみ報告を受けるものとする。

新型インフルエンザを疑う者のPCR等検査結果については、検査結果が判明次第、当該者の居住(所在)地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長及び区長とする。以下同じ)に、通報することとする。

カ 検疫官は、実施した措置について、検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告するとともに、海上保安部署、港湾管理者等、関係各機関へ情報提供する。

④ 新型インフルエンザ疑い患者の停留措置

ア 搬送前の基本的事項

(ア) 感染症指定医療機関(緊急その他やむをえない理由があるときは、感染症指定医療機関以外の病院又は診療所であって、検疫所長が適当と認めるもの)には、到着時に適切な感染管理が行われるように、新型インフルエンザ疑い患者の情報、予想到着時間等を必ず事前に連絡する。

(イ) 入国管理局、税関等の関係機関及び自治体(港の所在する保健所と医療機関の所在する保健所)にあらかじめ連絡する。

(ウ) 搬送経路は、安全で確実に通行できる経路を選ぶ。

イ 停留措置

(ア) 法第 16 条の規定に基づく停留措置を行うに当たっては、医師から本人にその旨を伝えた上で搬送を行う。

(イ) 搬送にあたって、新型インフルエンザ疑い患者に接触する検疫官等は、別添資料 1「検疫時における PPE について」に従い、必要な防護対策を行う。

(ウ) また、アイソレーションテント等を使用することで、運転席と後部(ケアコンパートメント)の間を仕切り、拡散を防止することが可能となる。

ウ 消毒

検疫官は、法第 14 条の規定に基づき、次の消毒措置を実施する。

なお、消毒を実施する検疫官等は、別添資料 1「検疫時における PPE について」に従い、必要な防護対策を行う。

(ア) 新型インフルエンザ疑い患者の手荷物

(イ) 新型インフルエンザ疑い患者の居室、使用した洗面所、トイレ等

エ 濃厚接触者等の搬送

感染した危険性が高いと診断された当該者については、搬送車等により検疫官が医療機関(満床の場合は、自治体の協力を得て確保した入院代替え施設等)に搬送することとする。

搬送時には、当該者についてもマスクの着用を要請するとともに、検疫官についても、万一の感染防止の観点から、別添資料1「検疫時におけるPPEについて」に従い、必要な防護対策を行う。

オ 健康監視対象者からの報告に対する対応

検疫所において健康監視を実施している当該者から、帰宅後、健康状態に異状を呈した旨の報告があった場合には、直ちに検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告するとともに、法第18条第3項の規定に基づく通知書(別紙4)により、当該者の健康状態、当該者に対して指示した事項、並びに当該者から報告を求めた事項について居所の所在地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。以下同じ。)に速やかに通知すること。

ただし、あらかじめ健康状態の経過観察等を自治体の協力が得られている者を除く。

(2) 検疫前の通報により新型インフルエンザ発生地域から潜伏期間内に来航し、かつ有症者が乗船していないとの報告があった場合

客船(貨客船も含む)については、検疫港(状況に応じて入港場所を指定)において、臨船検疫又は着岸検疫を実施する。

貨物船については、新型インフルエンザの侵入防止に万全を期すために、船舶代理店等を通じ、船舶の長に、有症者と判断するために必要な情報について改めて確認を求め、該当者がいない旨、確認がとれた場合において、あらかじめ検疫港以外の港へ入港するための事前の許可を受けている場合であっても、法第14条第2項の規定に基づき、検疫港への入港に限り無線検疫により対応することとする。

また、乗組員等の潜伏期間内の上陸は、関係各機関等との連携の基に禁止するものとする。

① 乗員・乗客の検疫

検疫官は、船内にて新型インフルエンザ発生地域から来航する全乗客・乗員から質問票を回収し、健康状態や入国前の新型インフルエンザへの曝露状況について確認するとともに、サーモグラフィーや放射体温計等により体温測定を実施し、発熱者の発見に努める。

また、法第18条第2項の規定に基づき、調査票により氏名、連絡先等の確認を行い、マスクを配付し、健康状態報告指示書に基づき、健康監視①帰宅までの検疫所で配付されたマスクの着用を指示 ②一定期間の外出の自粛(禁止は要検討) ③体温、身体に異状をきたした場合の報告等にて対応するものとする。

帰宅後、健康状態に異状を呈した旨の報告があった場合には、直ちに検疫所業務

管理室を通じて結核感染症課に報告するとともに、法第 18 条第 3 項の規定に基づく通知書(別紙 4)により、当該者の健康状態、当該者に対して指示した事項、並びに当該者から報告を求めた事項について居所の所在地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。以下同じ。)に速やかに通知すること。

② 有症者等への対応

①の質問票等から、有症者がいた場合には、直ちに医師による問診、診察等を行なう。この結果、医師が新型インフルエンザ疑い患者と診断した場合には、Ⅲ-2-(1)-

③以降に従って措置を行う。

(3) 新型インフルエンザの発生地域を発航し、潜伏期間を過ぎた後に来航する場合

客船(貨客船も含む)については、検疫港において臨船検疫又は着岸検疫を実施すること。貨物船については、新型インフルエンザの侵入防止に万全を期すために、船舶代理店等を通じ、船舶の長に、有症者と判断するために必要な情報について改めて確認を求め、該当者がいない旨、確認がとれた場合において、無線検疫により対応することとする。

① 質問票及び健康管理カード

客船については、全乗客・乗員に質問票を配付し、船内で記入を求め、質問票を回収し、健康状態や入国前の新型インフルエンザへの曝露状況について確認するとともに、サーモグラフィーや放射体温計等により体温測定を実施し、発熱者の発見に努める。

マスク及び健康管理カード(別紙 5)を配布し、健康上の注意点、発症後の対応等についての助言を行う。

IV その他

1 密入国者及び難民等に対する対応

検疫を実施するにあたっては、海上保安庁等の協力を得て、検疫職員の安全を確保した上で実施すること。感染症又は感染を疑う患者が確認された場合には、Ⅲ-2-(1)-④により、隔離、停留等、必要な措置を行う。

なお、国内において当該者が発見された場合には、「不法入国者臨時衛生措置要領」に従い、関係機関と連携し対応すること。

2 関係機関への協力要請

(1) 警察への協力要請

検疫業務を実施するにあたり、検疫所職員が、帰国者から暴行等、職務の遂行に支障をきたす行為を受けた場合、又は、職務の遂行が困難であると予想された場合において、必要に応じ警察官の派出を求める等、円滑な業務の確保に向け、連携を強化する。

(2) 海上保安庁への協力要請

海上保安庁に対し、巡視船等による新型インフルエンザ感染者及び感染した疑いのある者について、検疫所等から搬送を要請した場合には、当該職員に対し、感染防止対策、搬送後の消毒、職員の健康管理等について助言を行うとともに、必要に応じ、機材等の提供を行なうこととする。

3 関係機関への協力要請

地方自治体、感染症指定医療機関等における検疫業務への積極的な協力が不可欠なことから、本省から予め連携・協力を事前に要請することとする。

4 消毒薬

消毒に用いる薬品は、消毒用アルコール又は次亜塩素酸ナトリウム製剤（濃度100ppm以上）等とする。アルコールを使用する場合はその濃度を保持するために、使用時以外はアルコール収納容器を常に密封しておく。

消毒法は、消毒薬を十分に浸した布又はペーパータオル等で当該箇所を満遍なく拭き取る。消毒薬を噴霧する場合は、消毒薬で濡れていない箇所がないくらい十分に噴霧を行い、その上で当該箇所を布等で拭き取る。また、アルコールは引火性、次亜塩素酸ナトリウム製剤は、腐食性があるので注意する。

なお噴霧により、病原体を拡散させる恐れもあるので注意する。

5 国内発生事例の分析

国内における新型インフルエンザ発症例について、積極的疫学調査等の結果を国において集約し、検疫対応の効果を検証し、必要に応じ、検疫対応を見直すものとする。

健康状態質問票

氏名 _____
性別 男 女 年齢 _____ パスポート番号 _____
職業 _____
到着月日 _____, 便名 _____, 座席番号 _____
渡航された国名(滞在地域及び渡航地域名) (過去4日)

日本及び本国での住所、連絡先

日本:

電話番号: _____

本国:

電話番号: _____

○あなたの健康状態について、記入してください

発熱 (°C) あり なし
激しい咳・呼吸困難等 あり なし
解熱剤等薬剤の使用の有無 あり なし

○新型インフルエンザの疑いのある人との到着前 日以内の接触状況について、記入してください

- ① 新型インフルエンザの流行地域へ滞在・立ち寄りしましたか。
..... あり なし
- ② 新型インフルエンザ疑いで入院した患者を見舞うなど、接触がありましたか。 あり なし

上記のとおり申告いたします。 年 月 日

署名 _____

この質問票は検疫法第12条に基づく検疫手続を簡略化するためのものですから、正確に記入して下さい。

質問に答えなかった方又は虚偽の申告をした方は、検疫法第36条第3号の規定により懲役又は罰金に処されることがあります。

調査票

太枠内を記入して下さい。

氏名：		
年齢：	性別：□男 □女 国籍：	
職業：		
渡航地域、新型インフルエンザ患者と接触又は接触した可能性がある場所： (具体的に)		
(国・地域名)		
日本国内における連絡先 (旅行の場合は下段に日程等を記入)： (住所)		
(電話番号)		
旅行 日 程 等	滞在期間	連絡先
	※ 月 日 ～ 月 日	宿泊先： 住 所： 電話番号：
	※ 月 日 ～ 月 日	宿泊先： 住 所： 電話番号：
	日本出国予定日： 年 月 日 空港： 便名： ツアーの場合旅行代理店名等を記入し、日程表がある場合はその写しを添付して下さい 代理店名等： 代理店住所： 電話番号： 担当者名：	

※ 本日から 日間以内の連絡先を記入してください。

この質問は、検疫法第18条第2項に規定するものですから、正確に記入して下さい。なお、検疫所に報告いただいた情報については、個人情報の保護のため厳重に管理します。

また、質問に答えなかった方又は虚偽の申告をした方は、検疫法第36条第7号の規定により懲役又は罰金に処されることがあります。

検疫所記入欄

健康診断の状況	
・発熱《有・無》 (健康診断時の体温 ℃)	
・激しい咳、呼吸困難等の呼吸器症状《有・無》	
診察年月日： 年 月 日	担当医名：
検疫所名：	整理番号：

日本に入国された方へ

(健康状態報告指示書)

○本日から以下に定める期間中は、次の項目に従ってください。

- ・下記の期間中は、毎日2回（朝、夕）体温測定を行い、下記連絡先へ報告下さい。
- ・期間中、発熱又は激しい咳、呼吸困難などの呼吸器症状があらわれた場合は直ちに、
 - ①あなたの名前、整理番号を確認の上、下記連絡先（検疫所）へ現在の状伝えた上で、検疫所担当官の指示に従ってください。
 - ②最寄りの保健所又は医療機関へ連絡し、受診先や受診方法等を相談の上、医療機関を速やかに受診してください。
- ・この期間の最終日よりも前に出国される場合には、出国時に下記の連絡先へ電話し、出国される旨を連絡してください。

○あなたの整理番号 _____

○検疫所への報告が必要な期間： 月 日まで。

連絡先	
住所	
電話	朝の報告（ 時～ 時）
	夕の報告（ 時～ 時）
発熱等の症状が出た際の、緊急連絡先（上記時間帯以外）	

注1) この報告は、検疫法第18条第2項に規定するものですから、正確に報告して下さい。報告しなかった方又は虚偽の報告をした方は、検疫法第36条第7号の規定により懲役又は罰金に処されることがあります。

通 知 書

年 月 日 時 分

殿

(都道府県知事)

検疫所長

検疫法第18条第3項の規定に基づき、次のとおり通知します。

氏名：		
年齢：	性別： 国籍：	
職業：		
新型インフルエンザ患者と接触又は接触した可能性がある場所及び国・地域名： (場所) (国・地域名)		
日本国内における連絡先 (旅行の場合は下段に日程等を記入)： (住所) (電話番号)		
旅 行 日 程 等	滞在期間	連絡先
	月 日 ～ 月 日	宿泊先： 住 所： 電話番号：
	月 日 ～ 月 日	宿泊先： 住 所： 電話番号：
	日本出国予定日： 年 月 日 空港： 便名：	
その他 (ツアーの場合旅行代理店名等を記入)		

入国時の健康状況： (入国年月日 年 月 日) ・体温 ℃ ・激しい咳、呼吸困難等の呼吸器症状 《有・無》 ・その他
入国後の健康状況： ・体温 ・その他
当該者に指示した事項、感染症のまん延防止・医療に必要な事項等：

新型インフルエンザの発生地域に 滞在された入国者の方へ

1. 新型インフルエンザの潜伏期間は政令日といわれています。その期間内は、念のため、以下のような対応をしてください。
 - (1) 入国後政令日間は朝夕の体温測定を実施し、ご自身の健康状態を確認してください。
 - (2) 帰宅後外出する際には、万一に備え、拡散防止のため、配布したマスクを着用するようご協力下さい。
 - (3) 下記の症状が一つでも発現したら、新型インフルエンザ発生地域からの帰国であることをあらかじめ保健所に告げてから、受診先等を相談し、医師の診察を受けてください。
 - ・発熱
 - ・激しい咳、呼吸困難などの呼吸器症状
2. 家族等にも上記症状が発現したら、最寄りの保健所又は医療機関に電話で連絡し、その指示に従って下さい。その際、あなたが発生地域から帰国した旨を申し添え下さい。

必要に応じて、本紙を医療機関にお持ち下さい。

厚生労働省・検疫所

(案)

新型インフルエンザ対策(フェーズ 4 以降)における
サーベイランスガイドライン

新型インフルエンザ専門家会議

平成 19 年 3 月 14 日版

新型インフルエンザ対策(フェーズ4以降)における サーベイランスに関するガイドライン(案)

1. 目的

- サーベイランスとは、疾病の発生状況やその推移などを継続的に監視することにより、疾病対策の企画、実施、評価に必要なデータを系統的に収集、分析、解釈し、その結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけるものである。
- 新型インフルエンザは、いつどこで発生するかは不明であるが、国内での発生をサーベイランスによって可能な限り早期に探知し、感染拡大防止を図ることは被害を最小限に抑えるために極めて重要である。
- また、感染が拡大してしまった際には、サーベイランスによって拡大の状況や当該感染症の特徴を把握し、行政の感染拡大防止戦略策定、臨床現場における治療方針の策定、地域住民への情報提供に役立てることが必要不可欠である。

2. 各種サーベイランスの概要(別表参照)

1) 疑い症例調査支援システム

疫学的リンクや異常な症状から、新しい亜型のインフルエンザ患者を発見するために、疑われる症例を診断に結びつけていくサーベイランス。

2) 症候群サーベイランス

医師の確定診断を待たず、特定の症状をもつ患者数を把握することにより、当該症状患者の急増を発見し、感染症の流行を早期に探知するサーベイランス。

・外来受診時症候群サーベイランス

外来受診時に38度以上の発熱かつ呼吸器症状を呈した症例をすみやかに報告するサーベイランス

・入院時肺炎症候群サーベイランス

入院を要するような重症の肺炎の患者をすみやかに報告するサーベイランス

3) クラスタサーベイランス

医療機関における類似の症状を呈する3人以上の患者が存在し、相互に疫学的な相関関係がある、または患者の一人が医療従事者である場合を報告することにより家族内集積事例や医療機関内での集積事例など集団感染の発生を把握するサーベイランス。症候群サーベイランスに次いで早期探知、早期対応に役立つ。

4) パンデミック時インフルエンザ様疾患サーベイランス

新型インフルエンザ第1例が発生した際、早期対応戦略を行うが、それが効を奏さず、感染が拡大した場合、インフルエンザ様疾患症状による定義(症候群)を報告することにより、患者数を継続的にモニタリングするサーベイランス。継続的にモニタリングすることにより、感染の拡大の様子を把握することが可能となり、拡大防止策の検討に役立つ。方法は外来受診時症候群サーベイランスと同じ。

5) パンデミック時死亡者数迅速把握サーベイランス

死亡患者数を迅速に報告するサーベイランス。罹患患者数から致死率を推定し、致死率の高低に応じ、臨床現場や国民への情報提供、その他の対策立案に役